

平成19年4月11日(水)

厚生労働省全国介護保険指導監督担当係長会議資料

事業者指定等について

平成18年4月11日

老健局振興課

事業者指定等について

1. 指定基準とサービスの質の向上について	1
2. 指定基準の考え方	2
3. 介護サービス事業者がサービス種類ごとに満たすべき指定基準	3
4. 事業者の指定の特例（みなし指定）	4
5. 介護サービス事業者の責務	5
6. 指定後の介護サービス事業者に対する対応	5
7. 介護サービス事業者の法令遵守の徹底等について	6

事業者指定事務等の見直し（事後規制）のポイント（1）

1. 事後規制の導入の背景	8
2. 事後規制が導入される代表例について	11
3. 介護サービスの指定の類型について	12
4. 介護サービス事業者の指定の有効期間について	13

事業者指定事務等の見直し（事後規制）のポイント（2）

1. 行政処分等の事務的な流れについて	21
2. 勧告・命令等の権限について	22
3. 介護サービス事業者指定の効力の停止について	25

1 指定基準とサービスの質の向上について

○介護サービス事業者の責務

介護サービス事業者は、要介護者・要支援者の人格を尊重するとともに、介護保険法とそれにもとづく命令を遵守し、要介護者・要支援者のために忠実に職務を遂行しなければならないという責務が課せられている。

○介護サービスの提供に当たっての必要最低限度のルールを定めた指定基準

介護保険制度における介護サービスは、サービス種類ごとに定められたサービスの事業運営のために必要な基準（指定基準）を満たし、指定を受けた介護サービス事業者が提供することとされている。

指定基準は、各サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度のサービス内容・提供方法等を定めたものであり、サービス提供の前提となる人員基準・設備（施設）基準、サービス提供の方法等についての運営基準の3つの基準が定められている。

介護サービス事業者は、これらの基準において、常に事業運営とサービスの質の向上に努めるよう義務づけられるとともに、常に利用者の立場にたってサービスを提供することが求められている。

※ 平成18年度からの事業者規制の見直し

サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を目的として、介護サービス事業者の責務を法律上位置づけるとともに、指定の欠格事由・取消要件を追加するとともに事業者の指定の効力に有効期間（6年）を設け、指定の更新制を導入した。また、より実態に即した指導監査や処分を行うことができるように、都道府県（市町村）の勧告・命令等の権限が整備された。

2 指定基準の考え方

介護サービス事業者は、それぞれのサービス種類ごとに定められた指定基準を満たすものとして、申請により事業所ごとに都道府県知事等の指定を受けることが必要とされている。

その介護サービス事業者の満たすべき指定基準には

1. 基本方針
2. 人員基準（従業者の知識・技能・人員に関する基準）
3. 設備基準（事業所に必要な設備についての基準）
4. 運営基準（保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施する上で求められる運営上の基準）

等の要件が定められている。

指定基準は、介護サービス事業がそれぞれの目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものである。

※指定基準を定めるとき、改廃するとき、社会保障審議会への諮問が必要とされている。

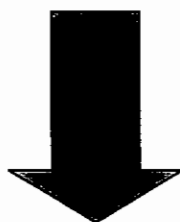
3 介護サービス事業者がサービス種類ごとに満たすべき指定基準

介護サービス類型	指定基準
居宅サービス事業者	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号)
地域密着型サービス事業者	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十四号)
居宅介護支援事業者	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)
介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十九号)
介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十号)
介護療養型医療施設	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十一号)
介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号)
地域密着型介護予防サービス事業者	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)
介護予防支援事業者	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)

4 事業者の指定の特例（みなし指定）

健康保険法による保険医療機関・保険薬局の指定

介護保険法による老人保健施設の開設許可
介護療養型医療施設の指定



上記の指定等があったときは、特例として
一定の居宅サービスについて介護サービスの指定があったものとみなされる。
ただし、もともとなる指定・許可が取り消された場合には、みなし指定の効力も失う

（みなし指定を受ける居宅サービス）

法律	事業者	指定の特例（介護予防を含む）
健康保険法	保険医療機関 （病院・診療所）	居宅療養管理指導 訪問看護 訪問リハビリテーション
	保険薬局	居宅療養管理指導
介護保険法	介護老人保健施設	短期入所療養介護 通所リハビリテーション
	介護療養型医療施設	短期入所療養介護

5 介護サービス事業者の責務

- 要介護者等の人格を尊重するとともに、介護保険法令を遵守し、要介護者等のために忠実に職務を遂行すること
- 要介護者等の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供すること
- その提供するサービスを自ら評価することなどによって常に事業運営の向上に努めること

等

6 指定後の介護サービス事業者に対する対応

- 事業開始後に指定を満たさなくなった場合には改善指導や指定の効力停止・取消等の対象とすること
- 自己の利益を図るために指定基準に違反したとき、利用者の身体または生命の安全に危害をおよぼすおそれがあるとき等は、指定基準に従った運営ができなくなったとして直ちに指定を取り消すこと

等

7 介護サービス事業者の法令遵守の徹底等について

介護サービス事業者の中には、介護保険制度への理解が進んでいないため、指定取消となる事案も報告されており、指定権者である自治体においては、集団指導をはじめ、あらゆる機会を通じて介護サービス事業者に対して、法令遵守等の制度の理解を促進する必要がある。

指定権者が介護サービス事業者に対して、制度理解を促進するため留意する点

①各介護サービス事業者に対する制度の周知

平成20年3月末で多くの事業者の指定の有効期間が満了することに、指定の更新を行う介護サービス事業者に対して介護サービス事業者の法令遵守についての説明等に取り組むこと。

②集団指導の計画的な実施

各自治体が組織する事業者連絡会及び介護サービス事業者団体等の関係団体との連携を図り、集団指導を計画的に実施すること。

③保険者等との連携強化

介護サービス事業者のサービス提供の実態を把握するに当たっては、保険者（市町村）、地域包括支援センター、福祉団体、国民健康保険団体連合会等との連携を図り、情報収集に努めること。

④事業者の自己点検の実施・促進

各介護サービス事業者の自己点検等の自主的な取り組みを積極的に促進するよう関係団体に要請すること。

事業者指定事務等の見直し (事後規制)のポイント(1)

1. 指定の欠格事由、指定の取消要件の追加

指定の欠格事由に、申請者又は法人役員（施設長含む）が以下のような事項に該当する場合を追加（更新時も同様。取消時もほぼ同じ。）

- ①指定取消から5年を経過しない者であるとき（指定取消手続中に自ら廃止した者を含む）
- ②禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ③介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑等を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ④5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不適當な行為をした者であるとき

2. 指定の更新制の導入

- ・事業者の指定の効力に有効期間（6年）を設けること
- ・更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できること

1 事後規制の導入の背景

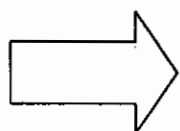
従前より「介護サービスの質を確保するため、事後規制のルールの整備が必要」という観点から以下のような指摘を受けていました。

指摘1 「指定拒否の要件が不十分」

過去に不祥事を起こした事業者で再発が見込まれる場合であっても、指定拒否が法律に明文化されておらず、指定権者である都道府県が指定を拒否することができない。

(例示)

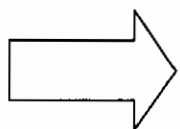
- ①A県で指定を取り消された事業者がB県で指定申請をしてきた場合
- ②過去に指定を取り消された事業者が別法人で指定申請をしてきた場合



指定等の要件の見直し

指摘2 「指定の効力に期限がない」

一旦、指定を受けたら、指定の効力に期限がないので、介護サービスの質を確保するために事業者が基準を遵守しているかを定期的に確認するような仕組みがない。



指定の更新制の導入

対策1

指定等の要件の見直し (指定の欠格事由、取消事由の追加)

指定の欠格事由に該当した場合、指定を受けることはできません。また、取消事由に該当した場合、既に受けている指定を取り消されることがあります。

特に、事業者のみならず法人役員等についても下記の要件に該当する場合は同様の取り扱いになります。

例えば、新たに介護サービスの事業所を開設しようとする法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいれば、指定の欠格事由に該当し、指定を受けることができなくなります。

※平成18年4月1日以前に行った行為については、一定の経過措置が設けられている。

① 対象者を追加

・申請者（事業者）

追加

・申請者（事業者）

・法人役員
・管理者 等

② 要件を追加

・人員基準欠如

・設備、運営基準違反

追加

・人員基準欠如

・設備、運営基準違反

・禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
・介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
・指定取消から5年を経過しない者であるとき
・5年以内に介護保険サービスに関し、不当又は著しく不正な行為をした者であるとき

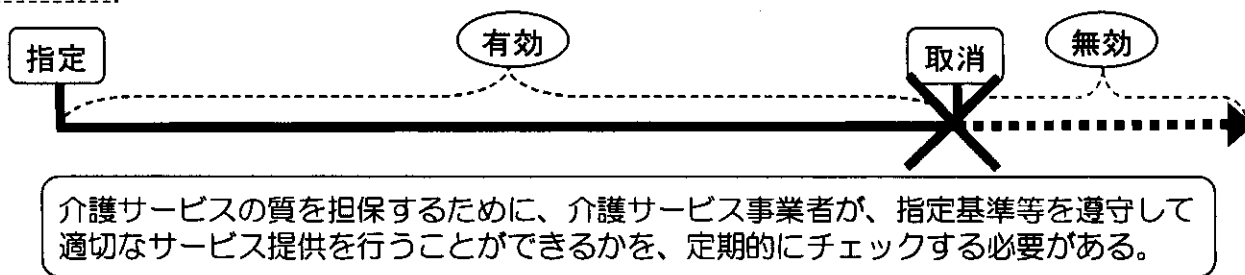
等

対策2

指定の更新制の導入

- ・ 指定の効力に有効期間（6年）が設けられました。
- ・ 基準に従って適切な事業の運営がされない場合や、過去に同一のサービスで指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。
- ・ 更新の欠格事由は、指定の欠格事由と同様です。

改正前 一度、指定を受けたら、指定取消されるまで指定は有効

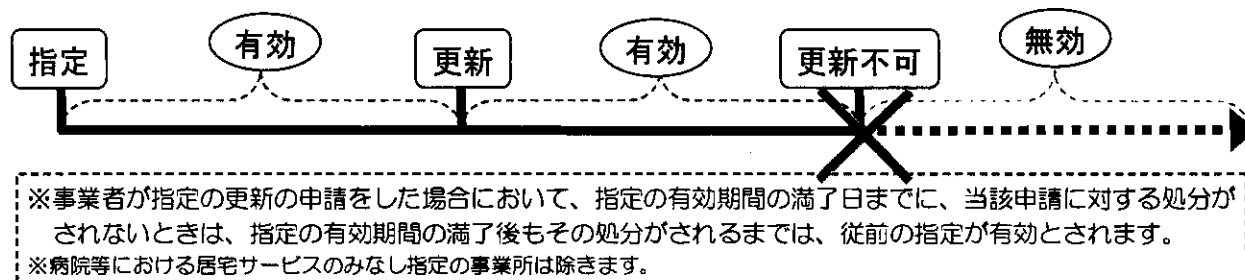


介護サービスの質を担保するために、介護サービス事業者が、指定基準等を遵守して適切なサービス提供を行うことができるかを、定期的にチェックする必要がある。

改正後

指定の更新制の導入

一定期間（6年）毎に、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失います



※事業者が指定の更新の申請をした場合において、指定の有効期間の満了日までに、当該申請に対する処分がされないときは、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでは、従前の指定が有効とされます。
※病院等における居宅サービスのみなし指定の事業所は除きます。

特に留意していただきたい点は、事業者（申請者）のみならず法人役員等についても指定の更新の欠格事由に該当する場合は指定の更新が受けられなくなる点です。

例えば、指定居宅サービス事業所を経営する法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいる場合、指定の更新の欠格事由に該当し、指定の更新を受けられず、介護保険上の指定居宅サービス事業の存続ができなくなります。

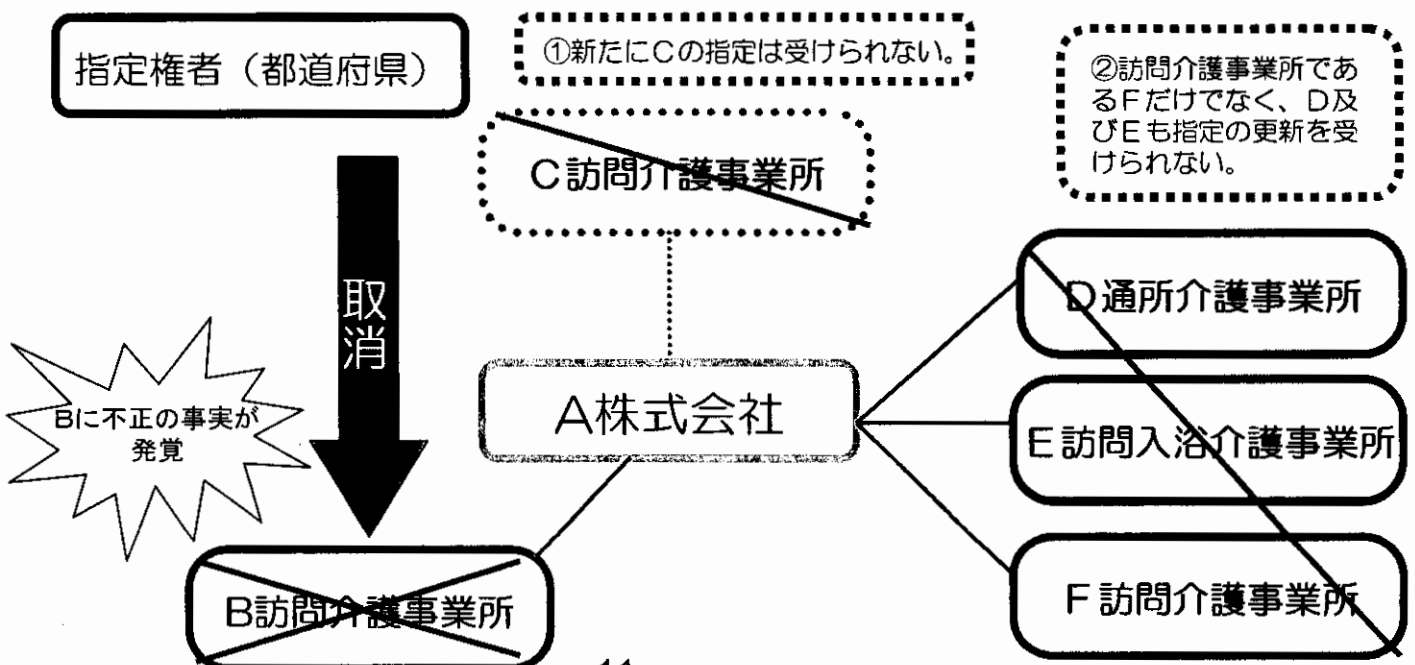
2 事後規制が適用される代表例について

- ① 介護サービス事業所を経営する法人が指定の取消処分を受けた場合、指定の欠格事由に該当するので、当該法人は、新たに指定を受けることができません。
 - ② 上記の法人が複数の介護サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するので、傘下の介護サービス事業所が連座して指定の更新を受けることができなくなります。
- ※ ①、②の際に適用される指定等の欠格事由は、原則として、同じ指定の類型（次ページ参照）の事業者が対象となります。

（具体例）

A株式会社が経営するB訪問介護事業所に不正の事実が発覚し、立入検査の結果、指定の取消処分を受けた場合、A株式会社は「指定取消から5年を経過しない者であるとき」という指定の欠格事由に該当するため、A株式会社は新たにC訪問介護事業所の指定を受けることができない。また、同様に、「指定取消から5年を経過しない者であるとき」という指定の更新の欠格事由にも該当するため、A株式会社が経営する同一の指定の類型であるD通所介護事業所、E訪問入浴介護事業所及びF訪問介護事業所もB訪問介護事業所の指定の取消処分から5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、指定の更新を受けられず、事業の継続ができなくなる。

（イメージ図）



3 介護サービスの指定の種類について

下記の介護サービスの指定・許可の種類（◎印）ごとに指定・更新・取消等の規定が適用されます。

◎指定居宅サービス

【訪問サービス】

- 訪問介護 ○訪問入浴介護
- 訪問看護 ○訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 通所介護 ○通所リハビリテーション

【短期入所サービス等】

- 短期入所生活介護 ○短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売

◎指定介護予防サービス

【訪問サービス】

- 介護予防訪問介護 ○介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 介護予防通所介護 ○介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス等】

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防特定福祉用具販売

◎指定地域密着型サービス

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◎指定地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

◎指定居宅介護支援

◎指定介護予防支援

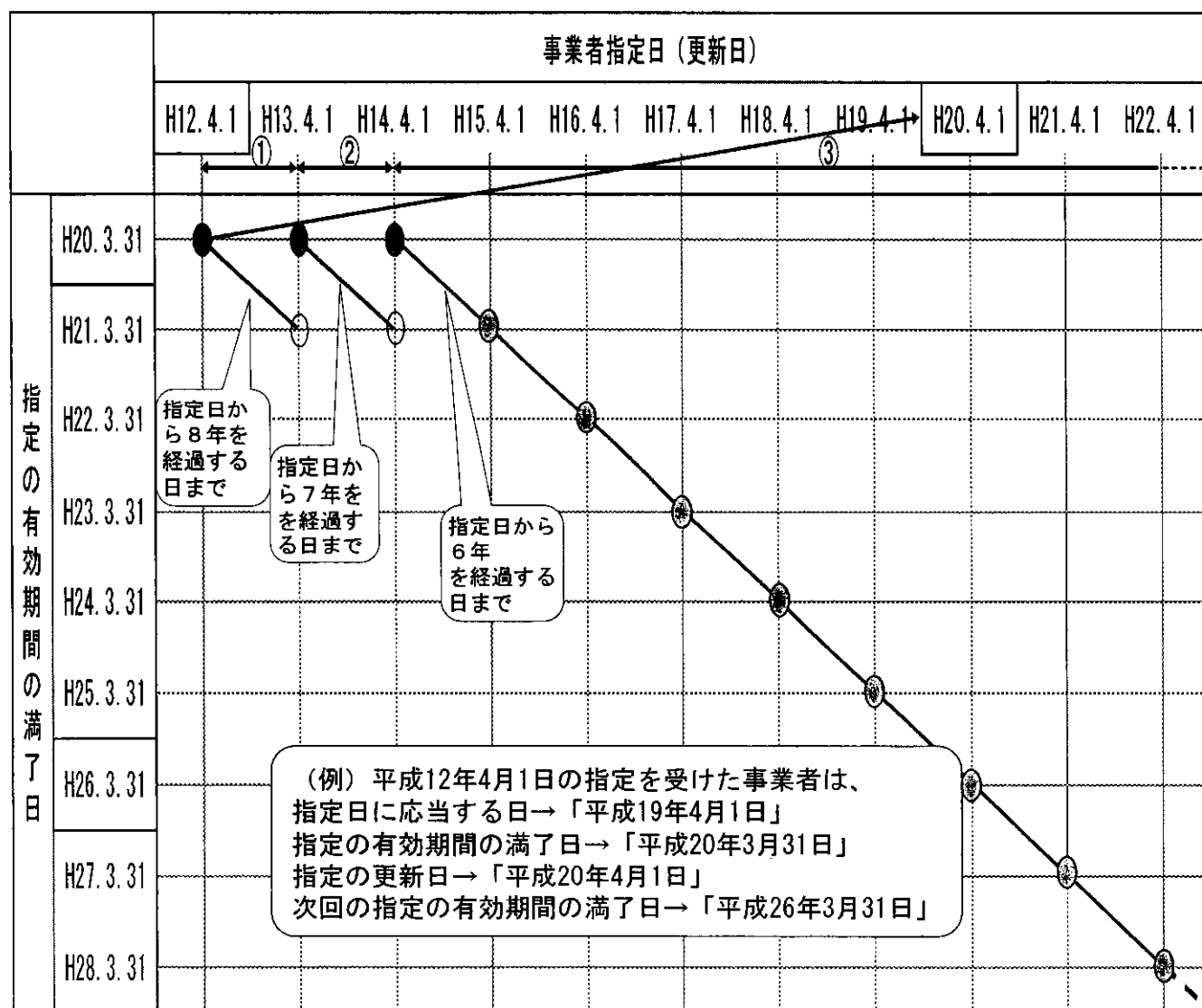
◎指定介護老人福祉施設

◎介護老人保健施設

◎指定介護療養型医療施設

4 介護サービス事業者の指定の有効期間について

区分	①	②	③
事業者指定日 (更新日)	平成12年4月1日 ～平成13年3月31日	平成13年4月1日 ～平成14年4月1日	平成14年4月2日～
指定日に相当する日	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日	
指定の有効期間の満了日	平成20年3月31日 ～平成21年3月30日	平成20年3月31日 ～平成21年3月30日	平成20年4月1日～



参 考

欠格事由と対象となる役員等の範囲

事業者の指定・更新・取消等における欠格事由・取消事由（過去5年間で指定取消等を受けた者であるとき）での役員等の範囲はどこまでか？

- ① 法人でない病院等の場合 → 管理者
(医療法及び薬事法で規定)
- ② 法人である場合 → 役員等 (A+B)

A. 役員

イ 業務を執行する社員・取締役・執行役又はこれらに準ずる者

○ 具体例

- ・合名会社、合資会社、合同会社 → 会社法で規定される社員
 - ・株式会社 → 会社法で規定される取締役等
 - ・社会福祉法人 → 社会福祉法で規定される役員
 - ・医療法人 → 医療法に規定される役員
- など

□ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同
等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者

・相談役、顧問等といった実質上法人の経営に支配力を有する者が想定されるが、法人の経営に対しどの程度支配力を有しているかは、都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断することとする。

- B. その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人
 - ・ 事業所の管理者（基準省令等で規定される管理者と同じ）

(参 考 条 文 ①-1)

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定居宅サービス事業者の指定）

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第二号から第十一号まで）のいずれかに該当するときは 第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

(参 考 条 文 ①-2)

- 八 前号に規定する期間内に第七十五条の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。
- 4 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。）の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。
- 5 都道府県知事は、第四十一条第一項本文の指定（特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものに限る。）をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

(参 考 条 文 ②)

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- 三 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 五 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 六 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 七 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 八 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十一 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十二 指定居宅サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(参 考 条 文 ③)

○介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）・附則

（指定又は許可等の要件に関する経過措置）

第八条 新法第七十条第二項第四号から第十一号まで（新法第七十条の二第四項（新法第七十八条の十一、第一百五條の十、第一百五條の十九及び第一百五條の二十八において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十七条第一項第一号若しくは第九号から第十二号まで、第七十八条の二第四項第五号から第九号まで若しくは第五項第一号から第三号まで、第七十八条の九第一号、第二号若しくは第十二号から第十四号まで、第七十九条第二項第四号から第八号まで（新法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十四条第一項第一号若しくは第十号から第十二号まで、第八十六条第二項第三号から第七号まで（新法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項第一号若しくは第十号から第十二号まで、第九十四条第三項第四号から第十一号まで（新法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百四条第一項第二号若しくは第九号から第十二号まで、第一百七条第三項第三号から第十号まで（新法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百四条第一項第一号若しくは第十号から第十三号まで、第一百五條の二第二項第四号から第十一号まで、第一百五條の八第一項第一号若しくは第九号から第十二号まで、第一百五條の十一第二項第五号から第九号まで若しくは第三項各号、第一百五條の十七第一号、第二号若しくは第十一号から第十三号まで、第一百五條の二十第二項第四号から第八号まで又は第一百五條の二十六第一号若しくは第九号から第十一号までの規定は、施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については、適用しない。

(参 考 条 文④)

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定の更新）

第七十条の二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

○介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）・附則

第十条 この法律の施行の際現に旧介護保険法第四十一条第一項本文若しくは介護保険法第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている指定居宅サービス事業者（次項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。）、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設の開設者（第三項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者又は介護老人保健施設の開設者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）は、施行日に、新介護保険法第四十一条第一項本文若しくは介護保険法第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなす。ただし、当該指定居宅サービス事業者等が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2・3 （略）

○介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）・附則

（指定又は許可の有効期間の経過措置）

第七条 平成十七年改正法附則第十条又は附則第三条若しくは第五条の規定により新法第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、介護保険法（以下「法」という。）第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号若しくは新法第五十四条の二第一項本文の指定又は法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた者の当該指定又は許可に係る施行日後の最初の更新については、新法第七十条の二第一項（新法第七十八条の十一、第百十五条の十、第百十五条の十九及び第百十五条の二十八において準用する場合を含む。）、第七十九条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第百七条の二第一項 中「六年ごと」とあるのは、「介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の介護保険法第四十一条第一項本文、第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は第九十四条第一項の許可を受けた日から六年（平成十四年四月一日以前に当該指定又は許可を受けた者については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間において、当該指定又は許可を受けた日に相当する日から一年）を経過する日まで」とする。

事業者指定事務等の見直し (事後規制)のポイント(2)

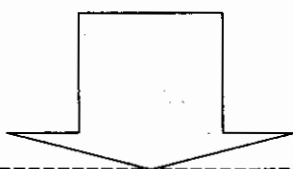
勧告、命令等の追加

・都道府県、市町村（地域密着型サービス）が、より実態に即した指導監督や処分を行うことができるよう、事業者に対する、①業務改善勧告（従わない場合には公表できる）、②業務改善命令、③指定の効力の停止、の権限を追加する。

2 勧告・命令等の権限について

指摘

不正を行う指定サービス事業者に対する強制力のある行政処分の方法としては、「指定の取消」しか手段が限られていたため、実態に即した指導監督や行政処分ができないことがあった。



対策

より実態に即した指導監督や行政処分ができるよう、指定の取消に加えて、指導監督の仕組みを平成18年4月から新たに規定。

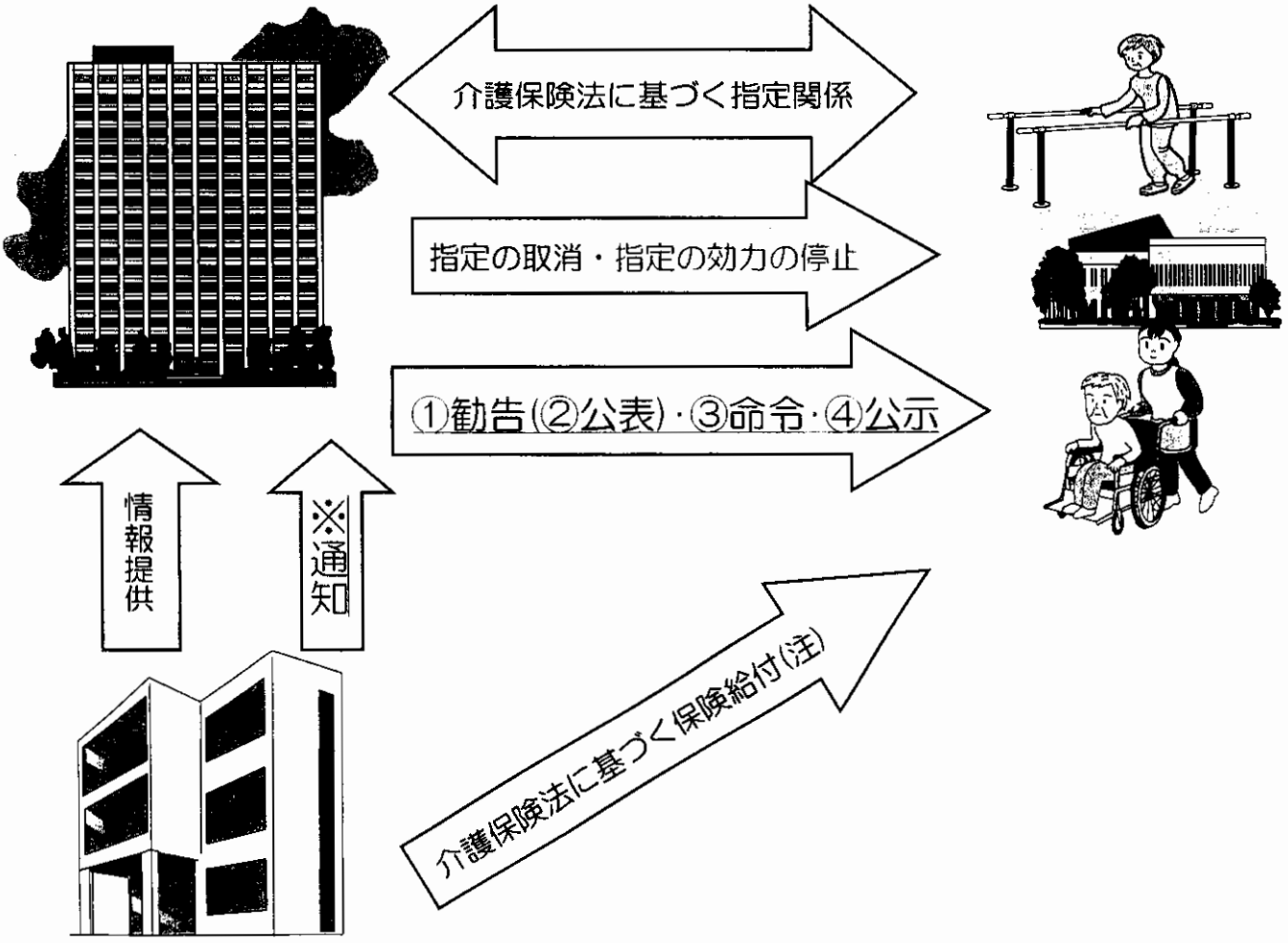
- ①指定サービス事業者が、指定基準に定める従業者の員数を満たしておらず、又は設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときは、当該指定サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。【勧告】
- ②指定サービス事業者が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。【公表】
- ③勧告を受けた指定サービス事業者が、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。【命令】
- ④③の命令をした場合には、利用者の適切なサービス選択の機会を確保するため、その旨を公示しなければならない。【公示】

※都道府県が指定している場合において、市町村（保険者）は、設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときは、その旨を事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。（その他の内容についても、市町村（保険者）は都道府県に情報提供することは可能）
【通知】

勸告・命令等を含めた行政処分等のイメージ図

都道府県(指定権者)

介護サービス事業所・施設



市町村(保険者)

(注)法定代理受領の要件を満たす場合に限る。

※地域密着型サービスについては、市町村が指定権者となる。

(参 考 条 文)

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（勧告、命令等）

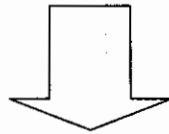
第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能若しくは人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業員を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
- 5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

3 介護サービス事業者指定の効力の停止について

指摘

従前は、指定サービス事業者については「指定の取消」という方法でしか、その効力を失わせることはできず、不適正なサービス提供をおこなっていることが判明しても、緊急的な措置等の柔軟な対応がとれなかった。



対策

不正な運営をしている指定サービス事業者を確認した場合に、緊急的に不適正なサービス提供に基づく介護報酬の請求を停止させるなど、指定の全部又は一部の効力の停止を行えるようになった。

参 考 条 文

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定の取消し等）

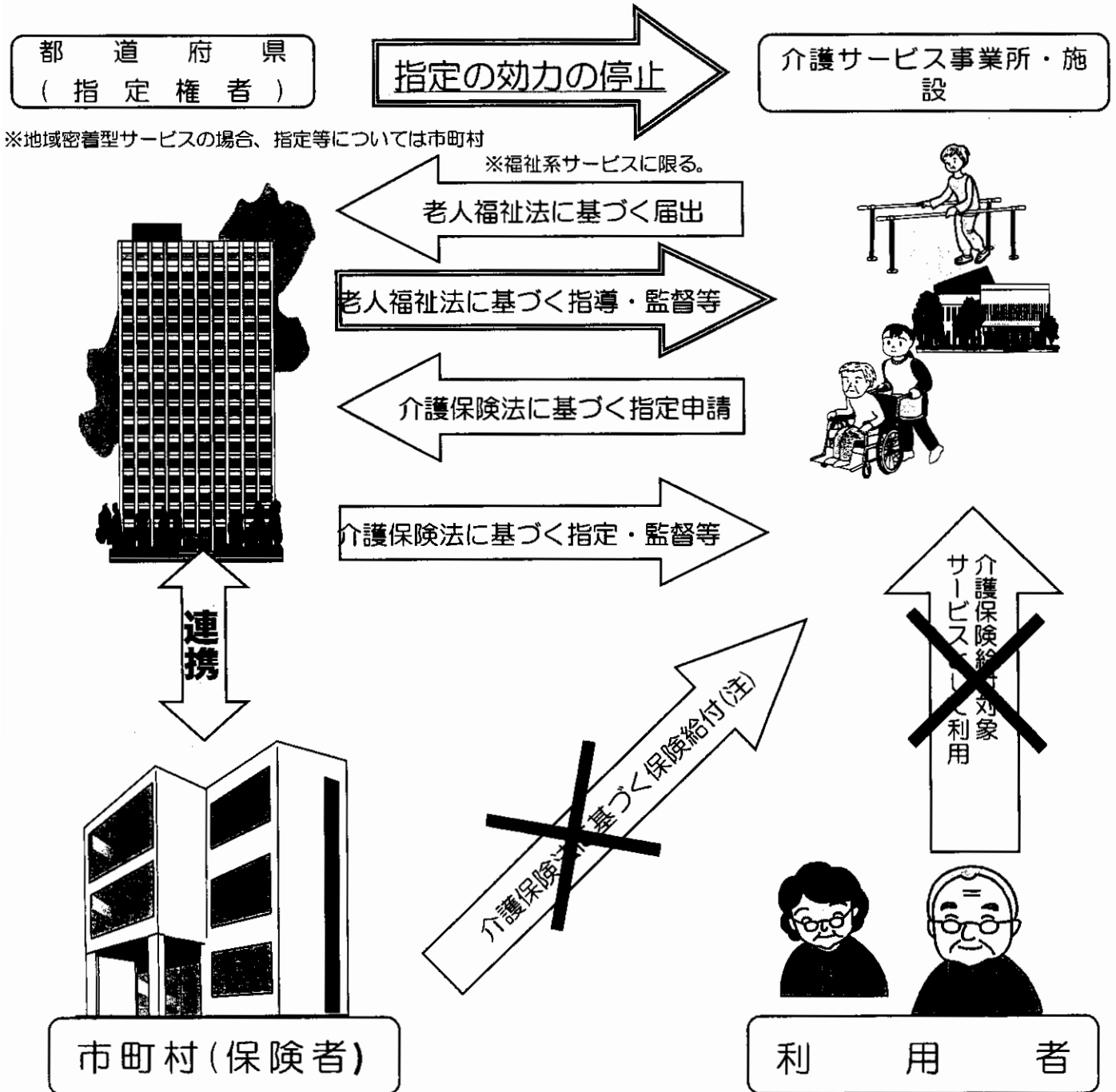
第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十二 （略）

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

指定の効力の停止のイメージ図

介護保険法に基づき期間を定めて指定の効力を停止した場合…
 (例：指定サービスの提供)



(注) 法定代理受領の要件を満たす場合に限る。